

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 4 月 21 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市美杉総合開発センター 2 階 委員会室

出席部会委員	25	<small>おおい</small> 大井	26	<small>かずし</small> 笠井	27	<small>かずみ</small> 鈴木	28	<small>てるまさ</small> 田口	29	<small>ほりかわ</small> 堀川	30	<small>まさし</small> 諸戸	31	<small>たなか</small> 田中	32	<small>たけつぐ</small> 長谷川	33	<small>もりやま</small> 守山	34	<small>まさたか</small> 赤堀	35	<small>あかほり</small> 嘉夫	36	<small>まさし</small> 森田	37	<small>よしお</small> 嘉夫	38	<small>なかがわ</small> 中川	39	<small>かずお</small> 萩野	40	<small>ただし</small> 向田	41	<small>ただみ</small> 渡邊	42	<small>わたなべ</small> 晃一
--------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-------------------------	----	------------------------	----	------------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	------------------------

以上 16 名

欠 席 委 員 42 かたおか片岡 まさいく眞郁

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・藤井調整担当参事・草深次長・

内藤調整担当主幹・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 25 番 おおい大井 かずし一司 ・ 35 番 いけだ池田 まさし昌司

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

- 議案第 5 号 非農地証明願について
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議長 それでは、第4回第2農地部会を開会させていただきます。本日欠席の委員は片岡委員、それと赤堀委員は少し遅れてみえるそうですので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

25番 ^{おおい}大井 ^{かずし}一司 委員・ 35番 ^{いけだ}池田 ^{まさし}昌司 委員、よろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決事項の報告に入ります。報告第1号から第4号につきまして事務局から一括して報告願います。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 栗葉 借り人 株式会社 _____ 貸し人 _____、申請地 稲葉町寺平尾 _____ 番、台帳地目・現況地目ともに畑、面積 479㎡。

これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をしたものであります。他の2番から5番についても、同じく利用権設定を合意解約したものであります。以上、件数は5件で、合計面積9,971㎡、その内訳は田 9,492㎡、畑 479㎡であります。

2ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 久居明神町津ノ京 番 _____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 120㎡。取得年月日 平成23年2月1日、取得事由 _____ から相続。あっせん等の希望はございません。

番号2、届出者 _____、届出地 久居小野辺町小膳田 _____ 番 _____、台帳地目 畑・現況地目 道路、面積 99㎡ 外6筆で、合計面積2,901㎡。取得年月日 平成23年2月21日、取得事由、 _____ から相続。あっせん等の希望はございません。

番号3、届出者 _____、届出地 須ヶ瀬町福森 _____ 番 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,816㎡ 外14筆で、合計面積13,045㎡。取得年月日 平成23年2月24日、取得事由、 _____ から相続。これもあっせん等の希望はございません。

番号4、届出者 _____ と _____、届出地 久居一色町眞田 番 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外9筆で、合計面積 7,652㎡。取得年月日 平成23年1月22日、取得事由、 _____ からの相続が8件、 _____ からの相続が1件、 _____ からの相続が1件でありまして、これもあっせん等の希望はございません。

4ページをお願いいたします。番号5、地区 榊原、届出者 _____、届出地 榊原坊田 _____番、台帳地目 宅地・現況地目 畑、面積 178.51㎡ 外2筆で、合計面積 362.51㎡。取得年月日 平成22年4月9日、取得事由は、_____からの相続でありまして、あっせん等の希望はございません。

以上、件数は5件で、合計面積24,080.51㎡、内容は、田 16,228㎡、畑 7,674㎡、宅地178.51㎡でございます。

5ページをお願いいたします。報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居井戸山町大口番__、台帳地目・現況地目とも畑、面積 28㎡ 外4筆で、合計面積747㎡。

これにつきましては、集合住宅の建築であります。

番号2、申請者 _____、申請地 牧町西馬場山 _____番__ 台帳地目畑、現況地目 宅地、面積 115㎡ 外1筆で、合計面積230㎡。

これにつきましては、大正8年ごろに蚕産小屋をつくって、その後、農業用倉庫として利用しており、昭和36年ごろに拡張増築し、現在に至っているものであります。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は2件で、合計面積977㎡、内容は畑でございます。

6ページをお願いいたします。報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居東鷹跡町 _____番__、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 235㎡。

これにつきましては、昭和47年4月1日に譲渡人と賃貸契約し、自家野菜の貯蔵庫として平成18年ごろまで使用しておりましたが、その後は使用を取りやめ現在に至っているものであります。庭園用地を広げるため譲渡を求められたものであります。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は1件で、合計面積230㎡、内容は畑でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、議案事項に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 7ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 40,365.92㎡、渡人 _____、面積 6,373㎡、申請地 久居一色町本郷 _____番__、台帳地目・現況地目とも畑、面積 79㎡ 外1筆で、合計面積1,369㎡。

これにつきましては、_____が労働力不足による営農縮小から_____に譲渡するものであります。

番号2、受人 _____、面積 18,860㎡、渡人 _____、面積 2,148㎡、申請地 稲葉町北出垣内_____番、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 132㎡ 外1筆で、合計面積 345㎡。

これにつきましては、_____が高齢化による労働力不足から_____に譲渡するものであります。

番号3、受人 _____、面積 255,045㎡、渡人 _____、面積 2,413㎡、申請地 久居一色町本郷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積185㎡ 外6筆で、合計面積1,928㎡。

これにつきましては、_____が病気による労力不足から_____に譲渡するものであります。

番号4、地区 榊原、受人 _____、面積 2,419㎡、渡人 _____、面積 8,197.51㎡、申請地 榊原町坊田_____番、台帳地目 宅地・現況地目 畑、面積178.51㎡ 外2筆で、合計面積 362.51㎡。

これにつきましては、_____が労働力不足による経営縮小から_____に譲渡するものであります。農用地利用集積で2,800㎡の申請がございますので下限面積を満たしております。

8ページをお願いします。番号5、地区 川口、受人 _____、面積 3,540㎡、渡人 _____、面積 3,540㎡、申請地 白山町川口大角前_____番。台帳地目・現況地目とも畑、面積 168㎡ 外5筆で、合計面積 3,540㎡。

これにつきましては、_____から_____への生前一括贈与を行うものであります。農用地利用集積で1,738㎡の申請がありますので下限面積を満たしております。

以上、件数は5件で、合計面積7,544.51㎡、その内訳は、田が3,260㎡、畑が4,106㎡、宅地 178.51㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から順番にお願いします。1番お願いします。

鈴木委員 1番から3番まで続けて説明をさせていただきます。
1番の_____さんの件ですけれども、この14日に事務局2名と、そして役員1名が現地確認を行いました。場所的には久居_____学校南西ぐらいいです。そこから、五、六百メートル離れたところにあります。お寺の真東ですけれども、_____さんも信託農家の感じでよくやっただいておりますので、何ら問題ないと思われま。

続きまして、2番の_____さんの件ですけれども、_____さんがもう高齢で、息子さんのほうも遠方の方へ勤めてみえて、もうこちらへ戻ってくるようなことはないような感じですので、もう管理もできないということで、その近所の_____さんに耕作をお願いしたいということですので、これも何ら問題ないかと思ひます。

続きまして、_____さんの件ですけども、_____さんが病気ということで、ちょっと農業まではえらいということです。それで、_____さんが畑的にも地理的に近くにあつて、自分とこの畑と一緒にいる形で耕作もでき、管理もできるということです。これ7筆、あちこち点在しておりますので、場所的にはちょっと省略をさせていただきます。問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番お願いします。

堀川委員 先ほど報告事項で、ページが4ページでございます、_____から_____に相続という申請移転の報告がございましたが、_____が亡くなって_____が相続を受けて、そして、さらに今回のこの_____氏への所有権移転でございますが、この_____さん、お一人住まいで農業もできないということから、_____が取得するんですが、_____も会社も仕事も終わって、これから、少し間があるんですが、百姓をやっつていこうという意欲があるそうでございまして、さらに当該場所が_____の隣接地でございます。したがって、当面は家庭菜園として使いたいということでございます。委員会としては特に問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。場所は榊原の一ノ坂でございます。

議 長 ありがとうございます。5番お願いします。

池田委員 14日に事務局と役員3名で確認をしてきました。場所的には_____中学校の西南側の畑の隣で、きれいにしてありました。問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。よろしくお願ひします。

引き続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題します。事務局、説明願ひます。

事務局 9ページをお願ひいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

恐れ入りますが、ここで議案の訂正をお願ひいたします。番号2の用途欄の農家住宅用地を一般個人住宅用地に2カ所訂正をお願ひいたします。

それでは説明させていただきます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 久居一色町新畑_____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 195㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、農作業の効率を図るため農機具を購入したものの格納する場所がないため、平成4年ごろ農業用倉庫を建築し、現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号2、申請者 _____、申請地 稲葉町北出垣内_____番 台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 218㎡ 外1筆で、合計面積360㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和初期に申請者の父、_____が居宅を建築し、昭和50年ごろ申請者が家屋の増築と倉庫の建築を行い、現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号3、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町合ヶ山_____番、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 1,206㎡ 外8筆で、合計面積4,501㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、周囲が山林で日当たりが悪く、獣害もあったため、昭和41年ごろ及び平成5年ごろに杉600本、ヒノキ1,200本を植林し、現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号4、地区 川口、申請者 (亡) _____ (相続人) _____・_____
・_____、申請地 白山町川口小野谷_____番 台帳地目・現況地目とも田、面積 1,269㎡ 外3筆、合計面積1,902㎡、第2種農地でございます。

これらにつきましては、3筆は申請地の周囲が山林となっており、獣害が著しいため、ヒノキ150本の植林を行おうとするものです。残り1筆につきましては、昭和25年ごろに居宅を新築し、その後、平成3年、平成4年にそれぞれ倉庫を建築して現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

10ページをお願いいたします。番号5、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気六田_____番、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 138㎡ 外5筆 合計面積2,550㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和45年ごろ労働力不足により杉1,300本を植林し、現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は5件で、合計面積9,508㎡、この内訳は、田が7,720㎡、畑が1,788㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

鈴木委員 1番と2番と説明をさせていただきます。
_____さんの件ですけども、場所的には_____の青果工場の東側、大体五、六百メートル東側でございます。詳細につきましては事務局の説明どおりです。問題はないかと思われま。

2番の_____さんの件ですけれども、1号議案の中で説明がありました____さんからの譲渡の件ですけれども、それによって自分がただいま住んでおる住宅の土地がまだ名義変更してなかったということです、これも問題ないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番お願いします。

堀川委員 この場所は、先ほどと同じ一ノ坂というところなんですけれども、この場所はちょうど笠取山の麓でございまして、場所的には周囲は全部山林といったところでございます。

議 長 4番お願いします。

池田委員 14日に事務局と、それから本所、会長・部会長と来ていただきまして、田、畑を見ていただいた事務局からの説明のとおりでございます。場所的にはグリーンロード工事中の____から____へ抜ける道路の近くでございます。それから、その下の宅地のほうにつきましては、ちょうど白山美杉線の____の____というところでございます。これも特に問題はありませんので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。5番お願いします。

向田委員 4月14日、事務局と確認させていただきました。説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 11ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人、____、申請地 稲葉町上鴻野____番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 588㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和60年に埋め立てし、駐車場用地として利用していましたが、現在、申請人は仮住まいで手狭になってきたため、この土地を購入し、一般住宅を建築しようとするもので、始末書が提出されております。

番号2、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内_____番__、台帳地目・現況地目とも田、面積 954㎡、第1種農地でございます。

これにつきましては、現在、申請人は農機具や収穫した米を経営している牛舎に収納しておりますが、手狭になってきており、隣接地に農業用倉庫を建築しようとするものであります。

番号3、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南家城川久保_____番__、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、_____の収穫物は営農組合の構成員各自において保管しておりますので、保管施設を建築しようとするものであります。平成23年3月10日に農振法による用途変更済みでございます。

番号4、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口宮ノ西_____番__。台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 168㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、農業用機械等を自宅敷地内に保管しておりましたが、敷地が狭く耕作に不便を来しておりましたので、平成7年ごろに農業用倉庫を建築し現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号5、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野白石_____番__、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 218㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、譲渡人の義父が昭和45年ごろには宅地への車の乗り入れのための進入路がなかったので整地し、現在も進入路として利用しております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号6、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知岩屋口_____番__、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 234㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、昭和45年、譲渡人が隣地に居宅を新築し、当該土地に物置を建築し、現在に至っております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。譲り受け人は駐車場としても利用しようとするものであります。

番号7、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川岩ヶ野_____番__、台帳地目・現況地目とも田、面積 254㎡、第2種農地でございます。

これにつきましては、譲渡人は高齢により耕作が不能であり、譲り受け人は土木建設業を営んでおり、業務拡大のため現在の資材置き場が手狭になったため譲りうけるものであります。

以上、件数は7件で、合計面積2,885㎡、その内訳は、田 1,594㎡、畑 1,291㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長	ありがとうございます。事務局の報告がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。
鈴木委員	1番の___さんの件ですけども、___さんが以前駐車場として使ってみえた土地の一部になります。それで、___さんとしては別のところへまた駐車場の土地を借りたということで、若干その土地があいていたということで___さんへ譲渡されます。場所的には、久居___学校から北へ約1キロのところの県道沿いでございます。隣地の同意書もとってきてありますので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございます。2番お願いします。
田中委員	14日に委員3名と事務局2名で確認をとりました。場所は___から其倉へ向けての中間ごろになるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、内容につきましては事務局の説明どおりでございますので、どうぞご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	3番お願いします。
浅井委員	現況3番について説明します。14日に事務局2名と地元委員3名、5名で現地の確認をさせていただきました。場所は___に斎場があるんですが、これは雲出川寄りに斎場が建てられておりまして、その地続きが現地でございます。申請内容については事務局の説明どおりでございますが、実は平成18年に7名の構成員で___を設立されまして、___地域の管理をされておるわけです。それで、そこから生産されたものを保管するのは個人で保管しているということで、今度、___さんの土地を買い求められて、生産されたものをそこへ収納するという申請が上がったわけです。そういうことで問題ございませんので、ひとつよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございます。4番お願いします。
池田委員	4番につきましては、場所的には___と白山総合支所の中間ぐらゐのあたりでございます。事務局の説明どおりでございますが、何も問題はございませんでした。 それから5番につきましても、これは白山の八対野という所で、国道165号線の白山、___の信号のところから___方面へ行った所でございますけれども、そここのところでは山の上というところでは日当たりもいいところでございますけれども、上へ上がって行く道が、こんなに狭い道ということで、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願ひします。
議長	6番お願いします。
萩野委員	13日に事務局の職員さんと現地に行きまして、説明のあったとおりでございます。現地、場所は___公民館から南の方へ行った所でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長	ありがとうございます。7番お願いします。
向田委員	4月の14日、事務局と現地確認を行いました。ご説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	12ページをお願いいたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 榊原、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 榊原町並松_____番__、台帳地目・現況地目とも畑、面積 274㎡、第2種農地でございます。 これにつきましては、借り人は現在親と同居しておりますが、手狭になってきているため一般個人住宅を建築しようとするものであります。 番号2、地区 川口、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山町川口金谷_____番__、台帳地目・現況地目とも田、面積 395㎡、第2種農地でございます。 これにつきましても、借り人は現在親と同居しておりますが、手狭になってきているため一般個人住宅を建築しようとするものであります。 以上、件数は2件で、合計面積669㎡、その内訳は、田 395㎡、畑 274㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。事務局より報告がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。
堀川委員	先ほど事務局から説明のあったとおりでございまして、_____さん、この人の隣接地でございます。そこへ長男の家を建てました。
議 長	ありがとうございます。2番お願いします。

池田委員	これにつきましては、白山・美杉線の_____があるところの南側でございます。_____という川があるんですけども、その端でございまして、娘さん夫婦ですけども、そこへ一般住宅を建築する説明がありましたけれども、そういうこととございまして、畑については問題がございませんので、田んぼも自分とこの中で浄化して近隣には迷惑がかからない、排水についても了解を得ていますので、問題はないですので、よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。 引き続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。それでは、事務局、説明願います。
事 務 局	13ページをお願いいたします。議案第5号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 久居、願出者 _____と_____、申請地 須ヶ瀬町折戸 _____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 1,048㎡ 外1筆で1,548㎡。 これにつきましては、昭和61年2月1日に旧_____、現_____でございまして、農産物の処理加工施設を建築し、宅地として利用し、現在に至っておりますが、この土地を移転するに当たり、地目が田であることが判明したものであります。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該用地が農地以外の用に供されてから20年以上経過している要件に該当しております。 番号2、地区 奥津、願出者 _____、申請地 三杉町奥津セコハ _____番 _____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 207㎡。 これにつきましては、昭和57年11月22日に家屋を新築されたものであります。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該用地が農地以外の用に供されてから20年以上経過している要件に該当しております。 以上、件数は2件で、合計面積1,755㎡、その内訳は、田が1,548㎡、畑が207㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

笠井委員 4月14日に地元委員さんと、それから事務局のほうで現地調査をさせてもらいました。場所は近鉄の久居駅からずっと南のほうを向いて松阪のほうへ県道が延びているわけですが、その県道の途中で雲出川を、_____というのがあるんですが、そこを渡りまして南へ約300メートル下ったところの左側でございます。もともとこれは借地でございますが、昭和61年から、これは____が借りまして倉庫を建てています。その倉庫へは_____の皆さんが生産したニンジンとか、そういうものを集荷するということで、集荷倉庫になっていたんですが、最近になりまして_____の農民も高齢化をしてまいりまして、ニンジンとかそういうものも非常につくる人が少なくなって、もうその倉庫も必要がなくなったということで、持ち主の____さんと、それから____さんに土地を返すということに一応なりまして、それで____がつくっていた倉庫ぐるみで持ち主に返すということになりまして宅地変更と。もともとそこは、ずっと調べますと田んぼということになっていたんですが、そういうことで、その倉庫を持ち主が使うということになりましたので、宅地変更して、皆さん方に審議をしていただくということになりましたので、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

赤堀委員 どうも今日は遅れて来てすみません。

14日の午前8時半ごろより事務局と農業委員、それから当委員の立ち会いのもと現地確認をさせていただきました。場所的にはJRの____駅から____の方へ県道368号線を約700メートル下った、ちょうど美杉で唯一_____のある美杉_____の下あたりのところでございます。もともとは県道368号線の立ち退きでそこで生活をされておったわけなんですけど、現在は違う所でされてます。そんな形の中で、周囲も家屋があつて特に農地には問題がないことと思いますし、先ほども説明がありましたように築20年以上たつておるといふうなことから、何ら問題ないということでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、証明いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を証明いたします。
続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願ひします。

事務局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思ひます。</p> <p>久居、新規 17件、再設定 16件、所有権移転 2件、合計 35件でございます。面積は、田 62, 610㎡、畑 7, 748㎡、合計面積 70, 358㎡でございます。</p> <p>一志、新規 9件、再設定 17件、所有権移転 1件、合計 27件でございます。面積は、田 34, 239㎡、畑 698㎡、合計面積 34, 937㎡でございます。</p> <p>白山は、新規 1件、再設定 3件、所有権移転 2件、合計 6件でございます。面積は、田が18, 525㎡、合計面積が18, 525㎡でございます。</p> <p>美杉は、再設定 1件、合計が1件でございます。面積は、田 2, 736㎡、合計面積が2, 736㎡でございます。</p> <p>合計件数 69件、内訳としまして、新規が28件、再設定が37件、所有権移転が4件でございます。田 118, 110㎡、畑が8, 446㎡、合計面積 126, 556㎡でございます。このうち認定農業者蓄積状況でございますが、34件で、面積は90, 217㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、皆様でご意見がありましたら。</p> <p>よろしいですか、皆さん。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第6号議案については適正であると認め、市長に進達することといたします。</p> <p>これをもちまして、第4回 第2農地部会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">午後3時39分</p>

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年4月21日

議長

出席委員

出席委員